

## 2 国庫補助事業について

## 「介護サービス情報の公表」制度推進事業の内容（予定）

平成21年度においては、制度が全面施行を迎え、より一層制度の周知を進めていく必要があることから、普及啓発等を中心としたモデル調査事業を実施する予定としている。

原則として、平成21年度においては、各都道府県において介護サービス利用者の利用実態調査、分析によりニーズを把握し、公表制度の施行、検証にて有効性等の把握を行い、情報発信事業の実施等によって有益な情報提供の形を検証するという一連の流れによりモデル事業を実施する予定としている。

当該モデル調査事業に係る実施要綱及び協議書については今後発出する予定としている。各都道府県においては、モデル調査事業実施の準備等について、速やかな手続をお願いしたい。情報発信事業に必要となる各都道府県の事業所データについては、後日、支援センターより連絡することとしているので了知されたい。

モデル調査事業では、次のような流れで行う予定である。

なお、全ての事業を行う事が困難であり、1つないし2つの事業のみ実施する場合については、別途協議いただきたい。

報告書については、3月末までに当職宛送付願いたい。

特に情報公表の利活用において有効な事例がある場合は、今後、全国会議等の場で周知していく予定としている。

### ○モデル調査実施に当たっての留意点

#### ・モデル調査事業の実施要領（案）

モデル調査事業の流れ、実施要領（案）は、以下に示すとおりである。

## モデル調査事業の実施要領（案）

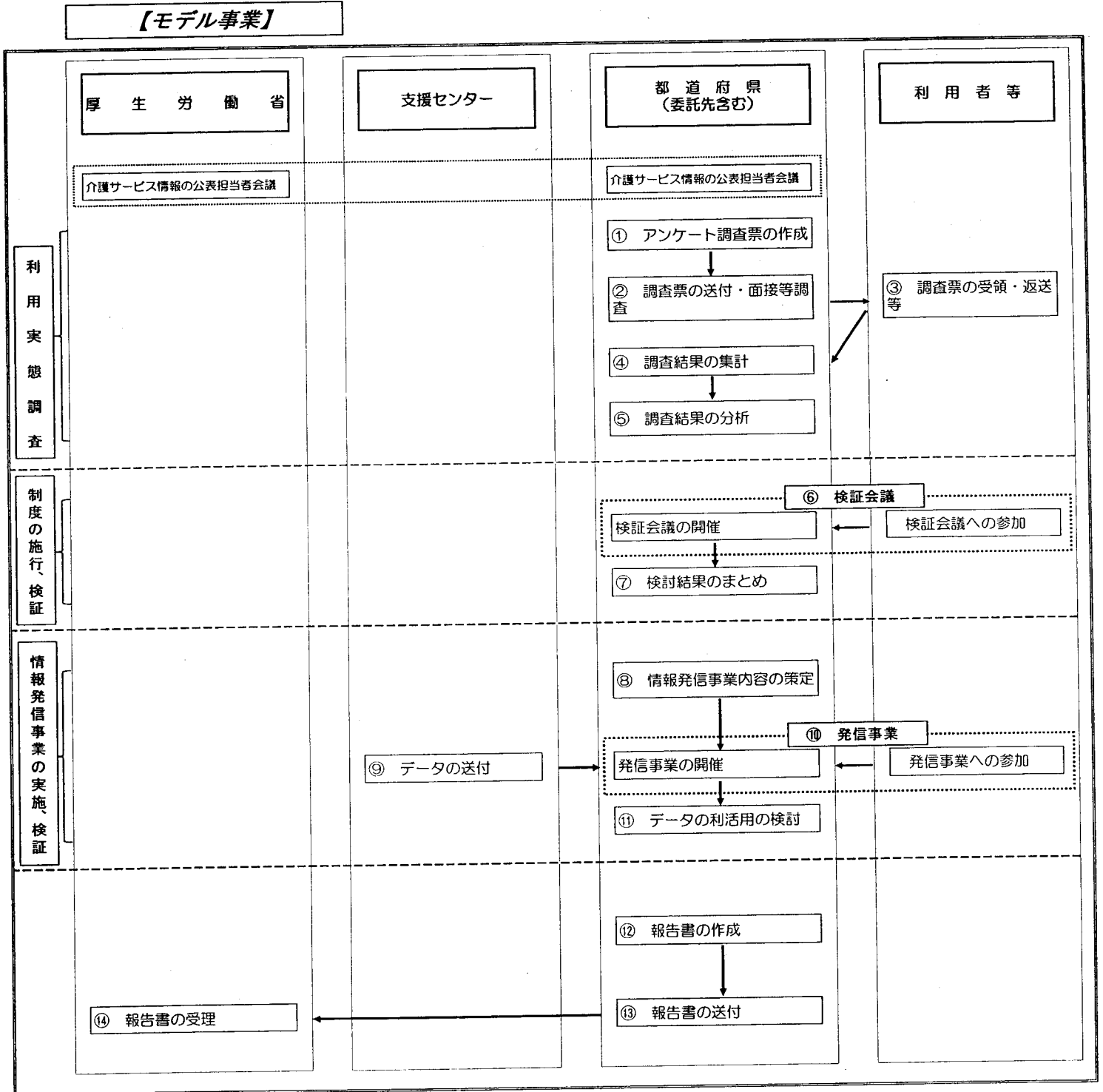
スケジュール項目	実 施 内 容	留意点
モデル調査事業の 目的	<p>介護サービスの質の向上、利用者の権利擁護等の観点から、介護サービス事業所が利用者に対し、サービス選択に必要な情報を公表する「介護サービス情報の公表」制度において、情報の公表の対象となる介護サービスに関する調査内容等の各種検証評価を行い、より利用者の介護サービス・事業所の選択に役立つ制度に改善すること。</p>	
介護サービス利用 者の利用実態調 査、分析	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 有識者等の意見を参考に、調査に必要な項目について検討を行う。</li> <li>2. 各都道府県内の介護保険利用者等を対象とし、郵送・面接等にて調査を実施。</li> <li>3. 各都道府県担当者において、調査結果を集約し、分析を行う。</li> </ol>	
介護サービス情報 の調査のやり方等 について検証	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 検証会議の参加者を策定する。</li> <li>2. 検証会議を開き、利用実態調査の分析結果等を基に、調査のやり方等について有効性等の検証を行う。</li> <li>3. 各都道府県担当者において、会議で出た意見を集約し、分析を行う。</li> </ol>	
利用者にとって 「分かりやすい」 介護サービスの情 報発信の方法等 (情報の読み解き 方)に係る情報発 信事業の実施、検 証等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 有識者等の意見を参考とし、事業内容を策定する。</li> <li>2. 情報公表支援センターから各都道府県内の公表データの提供を受け、情報の発信事業を実施。</li> <li>3. 実施した情報発信事業について、検討会議を開催し、有効性等について検討する。</li> </ol>	

報告書の作成、送  
付

1. 各都道府県担当者は、実施した事業について報告書を作成し、国へ送付する。
2. 国は、特に情報公表の利活用を含めて有効性等の高い事業等があった場合には、当該事業を全国へ情報提供を行う。

都道府県モデル事業の流れ

都道府県モデル事業の実施方法・手順



## 平成21年度「介護サービス情報の公表」関係国庫補助事業について

### 介護保険事業費補助金 介護サービス適正実施指導事業 「介護サービス情報の公表」制度推進事業実施要綱（案）

#### (1) 目的

この事業は、介護サービスの質の向上、利用者の権利擁護等の観点から、介護サービス事業所が利用者に対し、サービス選択に必要な情報を公表する「介護サービス情報の公表」制度において、情報公表の対象となる介護サービスに関する調査内容等の各種検証評価を行い、より利用者の介護サービス・事業所の選択に役立つ制度に改善することを目的とする。

#### (2) 実施主体

事業の実施主体は、都道府県とする。但し、事業の全部又は一部を指定情報公表センターの指定をしている法人等に委託することができる。

#### (3) 事業内容

##### ア 介護サービス利用者の利用実態調査、分析

###### (ア) 調査の目的

介護サービス利用者が介護サービス事業者を選択する際に、どのような情報を必要としているか、また必要な情報をどのようにして得ているか実態を把握することを目的とする。

###### (イ) 調査対象者

各都道府県管轄内の介護サービス利用者、その予定者、その家族又はケアマネジャー等

###### (ウ) 調査内容

介護サービス事業者の選択に有効な情報、その取得方法等

###### (エ) 調査結果の検証、報告

各都道府県は調査結果の検証を行い、報告書を作成する。結果については、国に報告するものとする。

##### イ 介護サービス情報の公表制度の施行、検証

###### (ア) 事業目的

各都道府県において現在施行されている調査のやり方等について、有効性等の観点から検証を行い、その結果を集約することで、全国的に調査のやり方等の有効性等を把握することを目的とする。

###### (イ) 事業参加者

都道府県職員、指定情報公表センターの指定をしている法人、調査員、ケアマネジャー、事業所職員、利用者等

###### (ウ) 実施方法

各都道府県において検証会議を開催し、検証を行う。

###### (エ) 事業内容

現在施行されている調査のやり方等について、有効性等について検証を行う。

###### (オ) 検証結果の報告

各都道府県は検証結果につき、報告書を作成し、国に報告するものとする。

#### ウ 情報発信事業の実施、検証

##### (ア) 事業目的

「介護サービス情報の公表」制度の公表データを用いて、利用者にとって「分かりやすい」介護サービス事業者の情報を発信する方法を検証し、利用者にとって有益な情報提供の形を検証することを目的とする。

##### (イ) 事業参加者

各都道府県、大学等研究機関及び特定非営利活動団体等市民団体等

##### (ウ) 実施方法

「介護サービス情報の公表」制度の介護サービス事業者の情報データベースから必要なデータを抽出し、提供された情報の活用について各都道府県において検証会議を開催、事業を実施する。

##### (エ) 事業内容

事業参加者は提供されたデータを活用し、介護サービス種類ごとの事業者一覧表等、利用者の介護サービス事業者選択に有効な情報の発信事業を行う。

##### (オ) 結果の検証

各都道府県において、実施した情報発信事業の有効性を検証し、報告書を作成するとともに、国に報告をするものとする。国は、報告を受けた事業の中で特に有効性の高い事業を全国へ周知を行う。

#### (4) 実施上の留意点

ア データ利用に際して、中央データ使用の必要や、全国的に周知を行う必要があるものについては、国、中央情報公表支援センターと連携を図ること。

イ 本事業の関係者は、正当な理由なしに本事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

「介護サービス情報の公表」制度推進事業交付要綱（案）

介護保険事業費補助金交付要綱（案）

（抜粋）

この補助金は次の事業を対象とする。

～（略）～

基 準 額	対 象 経 費	補助率
厚生労働大臣が必要と認めた額	「介護サービス情報の公表」制度推進事業の実施に必要な報償費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	1 / 2



# 介護保険事業費補助金

## 平成21年度介護サービス情報の公表制度支援事業実施要綱

### 1. 目的

利用者の権利擁護、サービスの質の確保等の観点から、介護サービス事業者に対し、利用者の適切な介護サービスの選択に資する情報を公表する「介護サービス情報の公表」制度の円滑な施行の支援を行うことを目的とする。

### 2. 事業実施主体

事業の実施主体は都道府県とする。ただし、事業の全部又は一部をこの事業を適切に実施することができると思われる団体等に委託することができる。

また、都道府県に替わって、介護保険法に規定する指定情報公表センターの指定を受けた法人及び同法に規定する指定調査機関の指定を受けた法人が事業を実施する場合には、当該法人に対して助成することができる。

### 3. 事業内容

#### (1) 都道府県介護サービス情報公表システム（システム改修分）導入事業

別途開発する都道府県介護サービス情報公表システム（システム改修分）について、都道府県において導入する事業とする。

#### (2) 普及・啓発事業

「介護サービス情報の公表」制度について事業者、利用者等に対する普及・啓発を行う事業とする。

（実施方法）

次の事業を実施する。

ア パンフレット等の作成

イ 広報誌等の作成

ウ シンポジウム等の開催

エ その他普及・啓発のために必要な事業

#### (3) 調査員指導者養成事業

都道府県において、調査員指導者を養成する事業とする。

### 4. 経費の補助

この実施要綱により実施する経費については、予算の範囲内で補助するものとする。

「介護サービス情報の公表」制度支援事業交付要綱（案）

介護保険事業費補助金交付要綱（案）  
（抜粋）

この補助金は次の事業を対象とする。

～（略）～

基 準 額	対 象 経 費	補助率
厚生労働大臣が必要と認めた額	「介護サービス情報の公表」制度支援事業に必要な賃金、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、報酬、報償費、旅費、通信運搬費	1 / 2

### 3 今後のスケジュールについて



「介護サービス情報の公表」

今後のスケジュールについて（予定）

	事 項	内容、スケジュール等
厚生労働省	制度の普及・啓発 (利用者・事業者団体等)	・適宜実施

	事 項	内容、スケジュール等
都道府県	モデル事業	・モデル事業等の実施（平成21年7月～） ・事業の結果報告等（平成22年3月末）
	公表システム整備	・エクセル調査票（平成21年7月3日～） ・公表システム（平成21年9月15日～）
	制度の普及・啓発 (利用者・事業者団体等)	・適時実施

	事 項	内容、スケジュール等
シルバーサービス振興会	利活用促進にむけた支援	・支援センターにおいて、準備ができ次第、各都道府県の情報公表データの配布を開始 (今後、毎年配布)
	公表システム	・エクセル調査票配布（平成21年7月3日） ・公表システム改訂版発送（平成21年9月15日）
	制度の普及・啓発支援 (利用者・事業者団体等)	・適時実施

